

【中小会計要領・中小会計指針・企業会計基準の相違点】

	中小会計要領	中小会計指針	企業会計基準
想定対象	中小会計指針と同じ（中小企業） 中小会計指針と比べて簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業	右記以外（中小企業） とりわけ会計参与設置会社	金商法の適用対象会社 会社法上の大会社
国際会計基準との関係	安定的な継続利用を目指し、国際会計基準の影響を受けないものとしている。	これまでの国際会計基準とのコンバージェンス等による企業会計基準の改訂を勧告している。	これまでの国際会計基準とのコンバージェンスを実施している。
各論の項目数等	項目数：基本的な 14 項目（税効果会計、組織再編の会計等は盛り込んでいない） 内容：本要領の利用を想定する中小企業に必要な事項を簡潔かつ可能な限り平易に記載。	項目数：18 項目（税効果会計、組織再編の会計等も規定） 内容：中小会計要領よりも詳細に記載。	企業取引の会計処理全般を網羅的に規定。
税務上の処理の取扱い	実務における会計慣行を踏まえて規定している。	以下の場合に適用できる。 ・会計基準がなく税務上の処理が実態を適正に表している場合 ・あるべき会計処理と重要な差異がない場合	副次的に考慮するものとされる。
<例 1> 有価証券の期末評価	原則として取得原価としている。	・原則として、市場価格のある株式は時価評価としている。 ・市場価格のある株式を保有していても多額でない等の場合については、取得原価を容認している。	市場価格のある株式は時価評価としている。
<例 2> 棚卸資産の評価方法	最終仕入原価法を容認している。	期間損益の計算上著しい弊害がない等の場合については、最終仕入原価法を容認している。	重要性のないものを除き、最終仕入原価方は不可としている。